

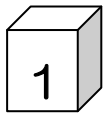
高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<10号>> 2012年10月15日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(889)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護団ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/



裁判所と弁護団との事前協議

10月10日に、3回目の事前協議がありその後支援団体と弁護団との会議が開かれました。そこでは事前協議の内容の報告、今後の方針等が話し合われました。

《事前協議の報告》

今回の事前協議の前に弁護団から裁判所に聴覚障害である原告等の情報保障に関する意見書を提出しました。意見書の内容とは、【①聴覚に障害がある原告の手話通訳の費用の公費負担について「現行法令上、裁判所の公費負担で原告に手話通訳をつけることは不可能」との裁判所の見解は間違いである。②「傍聴者への手話通訳配慮は現行法上不可能」との見解は誤りである】です。

裁判所からの回答は、

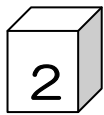
- ① に対して：前回同様に現行法令上原告の手話通訳は公費では準備できない。しかし新たな提案として、今の法律の中で何らかの配慮ができないか協議した結果、民事訴訟法 154 条の「ただし耳の聞こえないもの又は口がきけない者には、文字で問い、または陳述をさせることができる」とあることから要約筆記については公費で準備できるのではと考えている。
- ② に対して：傍聴者に対しての情報保障を公費では準備できない。通訳者の立ち位置、要約筆記等の配置、傍聴席の抽選等に関しては原告側に意見を聞き、具体的に協議していく。



今回の裁判所からの回答を受け、原告である池川さんは「手話は言語であると法律上認められているにも関わらず要約筆記は公費で準備ができるが、手話通訳は準備できないという回答にショックを受けると同時に怒りも込み上げた。自分の言語である手話を使ってこの裁判をやりたい。」と、弁護団としては、想像しなかった裁判所からの回答であり、今後どのように対応していくかは協議していく。しかし、我々が求めている情報保障とはかけ離れており、音声言語である日本語を母国語とする難聴者、中途失聴者にとっては裁判所が要約筆記を公費負担することは一歩前進したように見えるが、手話を母国語とする者にとっては、意思疎通のための手段を選択する機会が奪われるのではまた、手話が後退するのではとの懸念もある。

支援団体として、報告を受けた時は一様に表情が曇り、手話通訳の公費負担が認められるか、認められないのかの報告があると思い、聞いていたところに裁判所からの新しい提案に落胆の色を隠せませんでした。この提案は、裁判所が今の法律の中でどのような情報保障ができるかを考え、出した提案ではあるが、それは間違っている、ろう者にとって情報保障に必要なものは「手話」であることを再確認しました。次回弁護団と裁判所との協議は1月9日に行います。

今後、裁判所からの提案についてどのように対応していくかは協議していくこととなりました。



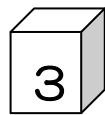
追加提訴

3月26日に池川さんが長女の専門学校の入学式及び保護者説明会のための手話通訳者の派遣申請をしたところ、3月30日に高松市が申請を却下、4月6日に却下処分取り消しの異議申し立てを行いました。高松市は4月9日に異議申し立て却下決定をしました。

さらに、4月10日の入学式には前回のオープンキャンパス・保護者説明会と同様に池川さん本人が通訳料を負担し手話通訳の派遣を依頼しました。このことに対し9月28日に手話通訳申請却下の取り消し、通訳料の返還及び損害賠償を求め追加提訴を行いました。

今回も派遣場所が市外であること、市長が特に必要と認める客観的な重要性に乏しいこと、専門学校の入学式および保護者説明会は、義務教育とそれに準ずる高校等に関する以外のものであり、運用基準の「教育に関すること」で定めた派遣対象に該当しないと派遣申請を却下しました。

専門学校の入学式の手話通訳さえ、認めてもらえないということです。追加提訴を行ない、情報保障の大切さを訴えていきます。

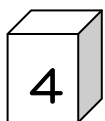


各団体での講演報告

9月15日四国手話通訳問題研究会開催のSTEP UP 講座（徳島市）で考える会広報担当佐々木八重美が9月23日は原告である池川さん本人が NPO 法人 LIC 聴覚障害者自立生活センター（西宮市）で講演を行いました。

四国では、裁判に至った経緯や制度上の問題点、裁判における情報保障について、NPO 法人 LIC では池川さん本人が今回の裁判に至った経緯とともに、権利について講演しました。興味、関心をもって聞いていただき、質問もたくさん受けました。また、各会場では参加者の皆様から温かい応援メッセージとカンパを頂きました。ありがとうございました。

今後も講師の派遣をしていきますので、ご希望の方は、高松市の手話通訳を考える会までお問い合わせ下さい。



カンパ状況の報告 **カンパ額: 4,952,150円(10月10日現在)**

現在のカンパ額は 4,952,150 円 (625 件) となりました。更なるカンパ協力お願い致します。そして継続してカンパしてくださった方、ありがとうございます。今後も引き続き、ご支援お願い致します。事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

カンパして頂いた皆様(2012年10月10日現在)

(敬称略)

(宮城) 和田由美子 (栃木) 高齋公一 (東京) 前田波雄、東大和市聴覚障害者協会 (神奈川) 横須賀手話サークル連絡協議会 (愛知) 愛通研東三河班・愛聴協東三河ブロック合同学習会 (滋賀) 梅本悦子 (兵庫) 聴覚障害者自立支援センターLIC (徳島) 上家博明 (香川) 野々口猛浩、湯浅良二・はるみ、中讃聴覚障害者協会、四通研ステップアップ講座参加者

メッセージ紹介

・広域派遣と制度の理解が進むように応援しています。

・高知でシンポジウム聞きました。大変重要な裁判です。負けられません！頑張りましょう！

皆様のご協力、ご支援に感謝致します。ありがとうございました。引き続きご支援お願い致します。

支援カンパは、1口2,000円です。《複数口でも可能です》

振込先：ゆうちょ銀行

口座名称：高松市の手話通訳派遣を考える会

振替口座記号番号：01630-2-108487 (郵便局)

※ 他の銀行からは

(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)